

東大阪市地域防災計画(平成26年度修正案)に関するパブリックコメントで寄せられた
意見とそれに対する本市の考え方

意見の概要	本市の考え方
<p>1. 「市民に対する防災知識の普及」の「(1) 普及させるべき防災知識の内容」の中に、「コ. 要配慮者対策」として障害者が挙がっておりますが、どのような方がどのような内容の知識を普及させるのかが明確ではありません。また、災害時に障害者の立場からどのような対応を望むのかは、障害の種別により異なると考えられます。そこで、障害者と市で相互に内容を確認するようにはいかがでしょうか。また、要配慮者の情報が民生委員、校区福祉委員などに提供されていると思いますが、そのような情報をお持ちの方が集まる場で、研修の一環として障害者への対応をテーマとした勉強会を開催することも検討されてはいかがでしょうか。</p>	<p>東大阪市地域防災計画では障害者も含まれる要配慮者及び避難行動要支援者に係る全体的な考え方を示しております。要配慮者及び避難行動要支援者への細目的な支援については、平成20年3月に作成した「東大阪市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」で示しておりますが、大阪府が各関係団体・自治体との意見交換を行い平成27年3月修正予定の「避難行動要支援者支援プラン」作成指針の内容を反映させた上で、「東大阪市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」の修正を行い、要配慮者及び避難行動要支援者等への情報伝達・避難行動・啓発等の支援策を各支援団体・関係市部局等に示してまいります。</p>
<p>2. 「(2) 防災知識普及の手法」の中で「イ. 防災マップ・チラシ・ポスターの利用」が挙げられております。聴覚障害者の場合、文章の理解が困難な方も多く、図解入りのものが有効と思われれます。こうした事情を踏まえ、聴覚障害者専用のパンフレット・マニュアルを作成されてはいかがでしょうか。先行事例として、静岡県、兵庫県、茨城県、中津川市、山口市、呉市、蒲都市などの取り組みが参考になると思われれます。 P99で防災情報の提供が計画されておりますが、要配慮者登録をしていない聴覚障害者も多いことから、その必要性は高いと考えられます。</p>	
<p>3. 「ウ. ビデオ等の利用」に関して、聴覚障害者に対しては映像の活用が効果的ですが、解説等が音声のみですと意味がありませんので、手話で内容を説明し、併せて字幕を挿入したのも作成・整備することも計画に明記ください。</p>	
<p>4. 「キ. 研究会、検討会の開催」に関して、災害時における要配慮者への支援体制、及び平常時から啓発について、現状では何も方策がないことから、これら取り組みが遅れている分野に関する方策を官民合同で研究する場の創設も計画に盛り込んでください。この場合、当事者の参画が必要不可欠となりますが、身体障害者の場合は、肢体、視覚、聴覚別に当事者が参画することを必須としてください。</p>	
<p>5. 「ケ. ケーブルテレビ、ウェブサイト、フェイスブック等の活用」に関して、市が広報する場合、普段からして手話や字幕がつかず、内容が聴覚障害者には分からないものとなっておりますので、防災知識普及に関する内容だけでも手話で内容を説明し、併せて字幕を挿入した動画とするようにしてください。</p>	
<p>6. 「第3節 自主防災体制整備計画」の中の「第1 自主防災組織の育成」で女性の参画の促進が計画されているようですが、障害者の参画が抜けております。 災害発生への備えとして要配慮者の把握が挙がっておりますが、把握と災害時の支援のためには当事者の参画が不可欠と考えられることから、障害者の参画も積極的に促進すべきと考えます。</p>	
<p>7. 「4. 災害時の広聴体制の整備」によりますと、相談窓口専用の電話やファクシミリが設けられるようですが、メールアドレスも加えていただければ、聴覚障害者を含めた市民にとって利便性が高まります。是非加えてください。</p>	
<p>8. 「第1 要配慮者の被災状況等の把握」に関して、聴覚障害者の被災状況や福祉ニーズの把握、支援活動を適切に行うためには、手話通訳者の配置等コミュニケーションを保障する手段の確保が必要にして不可欠です。原則として、聴覚障害者に対してはコミュニケーション手段を確保してから福祉活動を行う旨、計画に明記ください。</p>	